



令和4年（2022年）5月10日

介護保険料の賦課決定の誤りについて

立科町の介護保険料の賦課に事務処理の誤りがあり、一部の被保険者の方々に対して保険料を過大に徴収していたことが判明いたしました。

この誤りにより、皆さまの信頼を損ない、対象となる被保険者の方へ多大なるご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

1 事案の概要

平成27年4月の介護保険法改正により、介護保険法第200条の2の規定が新設され、平成27年度以降の第1号被保険者の保険料については、当該年度における最初の保険料の納期の翌日から起算して「2年を経過した日」以後において賦課決定することができないと規定されています。

この規定の「2年」を「2年度」と誤って事務処理をし、賦課決定ができない期間について保険料変更等の賦課決定を行っていました。

2 対象期間

平成27年度～令和元年度保険料

3 対象者数及び対象金額

介護保険料が増額となったことにより、保険料を納付した人数及び金額
6人（6件） 105,400円

4 町の対応について

上記の賦課決定については、職権により賦課決定の取り消しを行い、対象となるの方々にはお詫びの上、賦課決定誤りが生じた賦課年度分まで遡って返還する手続きを行います。

5 再発防止策

介護保険法の改正内容や事務処理方法を正確に共有し、法改正などの業務内容に変更が生じる際は、システム委託業者との情報共有及び業務手順の確認を行う。

担当が異動した際は、業務手順及びシステムのマニュアルを正確に引き継ぐ。

6 取材案内

本件に関して取材をご希望の社は、企画課企画情報係（電話 00267-88-8403）にご連絡ください。



立科町マスコットキャラクター
しいなちゃん

立科町公式ウェブサイト <http://www.town.tateshina.nagano.jp>

立科町 町民課 高齢者支援係
（課長）荻原 義行 （担当）山浦 順子
電話： 0267-88-8406（直通）
FAX： 0267-56-2310
E-mail： kourei@town.tateshina.nagano.jp